

環 備 ー 1 7 9
令和 5 年 5 月 1 2 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋 田 県 生 活 環 境 部 長
(公 印 省 略)

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の
改定について（通知）

廃棄物の適正処理の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルについて、新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけが5類に変更されたことを踏まえ改定されました。

つきましては、感染性廃棄物の適正処理の確保について本マニュアルを御利用くださるよう、貴会会員あて周知をお願いします。

なお、本マニュアルについては、環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html) に掲載されておりますので、適宜ダウンロードして御利用ください。

《担当》

秋田県生活環境部環境整備課

調整・循環型社会推進チーム 横山

廃棄物対策チーム 古井

T E L 018-860-1622, 1624

F A X 018-860-3835